9:00から

16:00まで

14

9:00から

16:00 まで

21

9:00 ms

11:30まで

28

9:00 ms

11:30まで

9:00 ms

16:00まで

14

9:00から

16:00まで

神代地区全域

神代就業改善センター

8

9:00から

16:00まで

生保内地区全域

田沢湖総合開発センター

15

9:00から

16:00 ≢で

22

9:00から

16:00まで

9:00から

16:00まで

8

9:00から

16:00まで

角館町内全域

角館交流センター

15

9:00から

16:00まで

西明寺地区

西木総合開発センター

白岩地区

白岩集落センター

9

9:00から

16:00まで

16

9:00から

11:30まで

23

9:00 ms

16:00まで

2

9:00 ms

11:30 まで

9

9:00 ms

16:00まで

²/6

9:00から

15:00まで

田沢地区全域

田沢交流センター

13

9:00から

16:00まで

20

9:00から

16:00まで

27

9:00から

16:00まで

6

9:00から

11:30まで

13

9:00から

16:00まで

角館町内全域

角館交流センター

桧木内地区全域

桧木内公民館

中川地区

中川集落センター

対象地区ごとに日数

を調整しています。

なるべくお住まいの

地区の相談会場での

申告をお願いします。

生保内地区全域

田沢湖総合開発センター

9:00から

16:00まで

18

実施しません

25

9:00から

西明寺地区

西木総合開発センター

16:00まで

4

9:00 から

16:00まで

9:00から

16:00まで

12

9:00 から

15:00まで

19

9:00 から

15:00まで

上桧木内地区全域

紙風船館

26

9:00 から

11:30まで

5

9:00 から

16:00まで

雲沢地区

雲沢集落センター

12

9:00 から

16:00まで

税の申告

受付日時

対象地区

相談会場

は

収

入が明

帳簿類 文計算書、 の

崩す るも の ゃ

そ

収入額を証

領収書や 事業所得者

要経費がわかるも となるも の適用 書 を受ける の е

かるも0 指定する ※所得税 等から交付を受けてられませんので、必 不要)。 されて 相談にお 「源泉徴収票」や「各種領所得税の還付を受ける場合 等」の添付が義務 の ない場合は還付が 9ので、還付もの還付金は口で 越しください 必ず 1年として のけ 場 6 事 ら 込 申業所 ラサ 合

れて書

番号」がわかるも а る方のみ) 利 の 者 取 識別 得

分から「医療費のお知らせ」で※医療費については、平成29年要する方) も対 ず集計してきてくださ 場合は誰が ら支払 領収書で どこの病院(薬局) な 対応する

心要ありの方は原 りまりの則 せ告 んが

例)

寄付金の領収

各種控除

の

証明

領収書等健康保険料、

介護保険料

地震保険料等の 国民年金保険料、

控除証

生命保険料

障害者手帳、

療育

手帳、

学

申

告が必要です。

農業や事業を営

hの

で 作

家賃 ・

地代·小

受

給

与や

年

金 ※

ほ

か る方

の適用を受けような務先で年末調整を決る場外で年末調整を決めるののの方で 出する方)税務署に確定申告書を提 方 は除きま 方で 種済 控ま 除せ

ければなりません。

※公的年金等に係る確定申

告不要制度

額が400万円公公的年金等の収み

の収入金額の

か 合 つ 計

公的年金等に係る

収入がある方は申告をし

家屋を売

った所得)

などの (土地、

取保険金·譲渡所得

福祉事務所で発むつを使う必要が発行する を証等の証明書

)必要が

ある方)

※書(お

(寝たきり等による介護を社事務所で発行する認定

の

いわ

申告相談に 申告する方全員の がわか ŧ の

問合せ: 仙北市税務課(田沢湖庁舎) 🕿 43-1117

平成30年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北 市に前年中(平成29年1月1日から12月31日まで)の収入

状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬か

ら税務課、各地域センターおよび出張所の窓口に備えつけま

なお、2月6日火から3月15日休まで日程表のとおり申告

※申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるものです。

告が必要でも

ご注意

が

の申

お越しください。作成されていない場合は、申告相談をお受けできません。

必要な資料等をお持ちいただけない場合には、申告書を作成できないことがあります

※農業・営業・不動産収入がある方は、「収支内訳書」をあらかじめ作成してから、会場に

合には、

税務署へ

への確定申告以下である場の雑所得以外

すので、3月15日休までに申告してください。

相談日を設けますので、ご利用ください。

全収く入

必要が、ない方も

があります

②申告する方全員の 住民票の マイ マ イナカ ノンバド മ

身元が確認できるもの ▼マイナンバーカード、 障 運

卯鑑 者手帳など

入園・公的年金・事業宅入居・児童手当・児童手当・児

業保育

④収入額等を証明するもの

公営住

害転

付 通 き知

e-Tax 利用促進のお願い

国税庁では、申告の手続きを効率的に行う ことができる e-Tax の利用を推進しており、 本市でもより多くの方々に利用していただけ るよう大曲税務署と共に広報を行っています。 現在の申告の流れは、申告受付→受付した申 告書を印刷→署名・押印→源泉徴収票等添 付書類の貼付→税務署へ郵送となっています が、e-Tax を利用すると申告受付→税務署へ 電子送信と格段に早く申告相談を終えること ができます。また、電子で送信することによ り還付申告の場合処理が迅速になり早期に口 座へ振り込まれるようになります。このよう に、納税者の利便性向上に繋がることからぜ ひご協力いただきたいと考えています。なお、 e-Tax をご利用になる場合「利用者識別番号」 が必要となりますので、下記の URL にアクセ スしていただき、事前に番号を取得するよう お願いします。詳しくは仙北市税務課まで。 国税庁 HP → http://www.e-tax.nta.go.jp/

お願い

±

10

実施しません

17

実施しません

24

実施しません

3

実施しません

10

実施しません

各会場の初日の午 前中は特に混雑しま すので、待ち時間が 長くなることをご了 承ください。

また、3月7日以 降は大変混み合うこ とが予想されますの で、早めの相談をお 願いします。

● 申告書用紙について ●

申告書用紙の事前送付はしていません。各庁舎・出張所の窓口に備えています のでご利用ください(仙北市ホームページからもダウンロードできます)。

農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方は、申告相談での申告書 の作成ができませんので、直接税務署に申告してください。

広報せんぼく

Semboku City Public Relations